第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十三　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　略］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　略］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の23各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第５号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第５号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十五　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十七　挿入］

［第７号様式記載要領　略］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十九　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十一　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十一　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　同左］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　同左］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第４号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　同左］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十四　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十六　挿入］

［第７号様式記載要領　同左］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十八　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

　また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶　同左］